

令和 7 年度家畜商講習会開催要領

1 目 的

家畜商法第 3 条の 2 第 1 項の規定に基づき家畜商業務の健全な運営を図り、もって家畜取引の公正を期するため、新たに家畜取引の業務に従事しようとする者に、その業務に関し必要な知識を習得させる。

2 主 催

茨城県

3 開催日時

令和 7 年 9 月 11 日（木）及び 9 月 12 日（金）の 2 日間
両日とも 9 時 20 分から 17 時 20 分まで

4 開催場所

茨城県庁 11 階 1105 会議室
茨城県水戸市笠原町 978 番 6 電話：029-301-3988

5 受講人数

25 名程度

6 受講者の資格

- ア 家畜商法第 3 条の規定による家畜商免許を受けようとする者
- イ 講習会開催から概ね 1 年以内に家畜商免許取得予定の者

7 受講手続

(1) 受講申込

令和 7 年度家畜商講習会受講申込書（様式第 1 号）
提出締切：令和 7 年 7 月 31 日（木）必着
提出方法：郵送、FAX、メール（提出先については、（4）を参照）

(2) 受講決定の連絡

受講申込者全員に対し、締切から 1 週間を目途に、受講者申込結果について通知する。申込み者多数の場合、抽選とする場合がある。

(3) 受講決定者提出書類

受講が決定した者については、下記の書類を提出すること。

- ア 令和 7 年度家畜商講習会受講申請書（様式第 2 号）
- イ 上半身正面脱帽での写真 2 枚（縦 2.5cm×横 2.4cm）
- ウ 家畜商講習手数料として 3,400 円（茨城県収入証紙）
（令和 7 年度家畜商講習会受講申請書に貼付）

エ その他の添付書類

家畜商法施行規則第4条第1号又は第2号の規定に該当する者（獣医師法第3条の規定による獣医師の免許を受けている者又は家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者）で、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書（様式第3号）に獣医師免許証の写し又は家畜人工授精師免許証の写しを添付して提出する。

(4) 提出先

茨城県農林水産部畜産課経営・環境担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電話：029-301-3988

FAX：029-301-3999

Mail:chikusan4@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 受験票の送付

畜産課は令和7年度家畜商講習会受講申請書を受理後、受講申請者へ令和7年度家畜商講習会受講票（様式第4号）を送付する。

8 講習課目及び時間

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 家畜の取引に関する法令 | 4 時間 |
| (2) 家畜の品種及び特徴 | 4 時間 |
| (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 | 6 時間 |

9 受講者の留意事項

- (1) 受講者は、講習会当日は午前9時10分までに会場に到着し、受付に令和7年度家畜商講習会受講票（様式第4号）を提示すること。
- (2) 受講者は、筆記用具を持参すること。また、昼食を各自手配すること。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは、退場を命ずることがある。
- (4) 講習会場においては、講師又は係員の指示に従うこと。

10 修了証明書の交付

本講習会を修了した者に対し、修了証明書を交付する。

11 テキストの購入について

この講習会に用いるテキスト（「最新版 家畜取引の知識」2020年11月発行、ぎょうせい社刊、3,560円(税込)）は、購入希望者に講習会初日の受付にて実費で販売するので、申請書の所定の欄に○印をつけること。

(様式第1号)

令和7年度家畜商講習会受講申込書

令和7年 月 日

茨城県知事 殿

申請者住所

電話番号

メールアドレス

ふりがな

氏 名

家畜商講習会を受講したいので、令和7年度家畜商講習会開催要領に基づき申し込みます。

【受講者資格の確認について】※はい・いいえに○を付けてください

家畜講習会開催から概ね1年以内に家畜商免許を取得予定である

はい • いいえ

(様式第2号)

令和7年度家畜商講習会受講申請書

令和7年 月 日



茨城県知事 殿

申請者住所

電話番号

ふりがな

氏 名

家畜商講習会を受講したいので、令和7年度家畜商講習会開催要領に基づき申請します。

茨城県収入証紙ちょう付欄

県収入証紙

※受講手数料として3,400円相当の茨城県収入証紙を消印せず貼付してください。

【講習会テキスト(「最新版 家畜取引の知識」ぎょうせい社刊)の購入について】

(○を付けて下さい)

・購入を希望します(1冊 3,560円(税込))

・購入を希望しません

(様式第3号)

講習時間の特例措置適用申請書

令和7年 月 日

茨城県知事 殿

申請者住所
電 話 番 号
氏 名

家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、家畜商法施行規則第4条第1号（獣医師免許証の写し）、2号（家畜人工授精師免許証の写し）に掲げる書類を添えて、下記により申請する。

記

家畜商法施行規則第4条（第1号、第2号）に該当するため

(様式第4号)

令和7年度家畜商講習会受講票

写真
縦 2.5cm×
横 2.4cm

受講番号 号

受講者氏名	
受講者住所	
開催年月日	1日目 令和7年9月11日(木) 9時10分～17時20分 2日目 令和7年9月12日(金) 9時20分～17時20分
開催場所	水戸市笠原町978番6 茨城県庁11階 1105会議室

受講上の留意事項

- (1) **受講票は、講習会当日必ず持参し、受講中は机上に提示して下さい。**
- (2) 筆記用具及び昼食を各自準備して下さい。
- (3) 講義を妨げるような言動を行ったときは、退場を命ずることがあります。
- (4) 講習会場においては、講師又は係員の指示に従って下さい。
- (5) この講習会に用いるテキスト(「最新版 家畜取引の知識」ぎょうせい社刊 3,560円(税込))は、講習会初日に受付にて実費で販売します。
- (6) 講習当日に発熱や咳等の症状がみられる場合、受講を遠慮いただく場合があります。

茨城県農林水産部畜産課

令和7年度 家畜商講習会 日程・講習科目

第1日(9月11日(木))

		講習科目	内 容	講 師	特例措置	
					獣医師	人工授精師
	9:10～ 9:20	受付、開講式				
1	9:20～10:20	家畜の取引に関する法令:1	家畜商法、家畜取引法の基礎知識 本県畜産の概要	畜産課 経営環境G		
2	10:20～11:20	家畜の取引に関する法令:2	価格安定制度、家畜排せつ物法	畜産課 経営環境G		
3	11:20～12:20	家畜の取引に関する法令:3	飼料安全法・配合飼料基金	畜産課 生産振興G		
	12:20～13:20	昼休み				
4	13:20～14:20	家畜の品種及び特徴:1	豚	養豚研究所	免除	免除
5	14:20～15:20	家畜の品種及び特徴:2	肉用牛	肉用牛研究所	免除	免除
6	15:20～16:20	家畜の品種及び特徴:3	乳用牛	畜産センター	免除	免除
7	16:20～17:20	家畜の品種及び特徴:4	その他の家畜	畜産センター	免除	免除

第2日(9月12日(金))

		講習科目	内 容	講 師	特例措置	
					獣医師	人工授精師
1	9:20～10:20	家畜の悪癖、機能障害及び疾病:1	家畜疾病全般	畜産課 家畜衛生対策班	免除	
2	10:20～11:20	家畜の悪癖、機能障害及び疾病:2	家畜疾病全般	畜産課 家畜衛生対策班	免除	
3	11:20～12:20	家畜の悪癖、機能障害及び疾病:3	乳牛・肉牛・豚の悪癖、機能障害	畜産課 家畜衛生対策班	免除	
	12:20～13:20	昼休み				
4	13:20～14:20	家畜の取引に関する法令:4	家畜商組合について	家畜商業協同組合		
5	14:20～15:20	家畜の悪癖、機能障害及び疾病:4	家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準	畜産課 家畜衛生対策班	免除	
6	15:20～16:20	家畜の悪癖、機能障害及び疾病:5	家畜伝染病予防法、飼養衛生管理基準	畜産課 家畜衛生対策班	免除	
7	16:20～17:20	家畜の悪癖、機能障害及び疾病:6	牛トレーサビリティ法	畜産課 家畜衛生対策班	免除	
	17:20～	閉講式				

※講師の都合により時間割の変更もあります。

《特例措置による講習の免除科目について》

・獣医師免許又は家畜人工授精師免許を取得している方で、特例措置の申請をされた方のみ、「免除」と書かれている科目が免除になります。